

## 交野市自発的活動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組み（以下、「自発的活動」という。）を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、自発的活動とは、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動であって、障がい者等が日常生活又は社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的とした活動をいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は交野市とする。

### (対象者)

第4条 対象者は、市内の障がい者等、その家族または地域住民とする。

### (事業内容)

第5条 事業の対象となる自発的活動の内容は、次に掲げるものをいう。

- (1) 障がい者等やその家族がお互いの悩みを共有することや情報交換のできる交流活動
- (2) 障がい者等が、自らの権利や自立のために社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援及び障がい者等に対する社会復帰活動
- (3) 地域で障がい者等が孤立することがないように見守る活動
- (4) 障がい者等に対するボランティア養成及び活動
- (5) 障がい者等を含めた地域における災害対策活動
- (6) その他、福祉事務所長が前5号に掲げる活動以外に事業の目的を達成する活動と認める活動

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。